

学校法人の破綻処理について

経営困難な学校法人のとり得る選択肢

自助努力

連携・統合・合併

再建

清算

民事再生手続

私的整理(再建型)

倒産ADR

特定調停

事業再生ADR

破産手続

私的整理(清算型)

問題点

(1)破綻に備えた支援策に係る課題

破綻処理手続

経営悪化

再建型手続の種類と特徴

手続名	特徴	メリット	デメリット
民事再生手続 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 過去5件 (文部科学大臣所轄 法人の事例) </div>	裁判所が関与し、原則として監督委員の監督の下、民事再生法に基づいて再生計画案を立案し、当該計画を遂行して再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> ・手続が公平・透明 ・反対する債権者も含めて法的に拘束可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の事実が公表される ・一定の時間が必要 ・予納金等の負担 ・法定の手続による厳格な処理
私的整理(再建型)	裁判所外で行われ、第三者の介在を前提とせずに、債務者・債権者間の話し合いによる任意の合意に基づいて再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の事実が公表されない ・簡易・迅速・柔軟な処理 ・比較的廉価 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事再生手続のような法的拘束力がない ・一部債権者の主導により公平性・透明性に疑義が生じるおそれ
特定調停	裁判所が債務者・債権者間の調整を実施して再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の事実が公表されない ・裁判所の関与により合意形成の機運が高まりやすい ・迅速・柔軟な処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事再生手続のような法的拘束力がない
事業再生ADR	法務大臣の認証及び経済産業大臣の認定を受けた特定認証紛争解決事業者が選任する中立的な専門家が債務者・債権者間の調整を実施して再建を図る手法	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻の事実が公表されない ・中立的な第三者が主導するので公平性が高い ・迅速・柔軟な処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事再生手続のような法的拘束力がない

民事再生手続の概要

①申立て

- ・債務者はもちろん、原則として債権者も申立て可能
- ・申立手数料のほか、費用の予納(予納金)が必要

問題点

(2)申立ての円滑化に向けた課題

②開始決定

- ・支払不能又は債務超過のおそれがあり、申立棄却事由がない場合、裁判所が開始決定
- ・以後、監督委員等の監督の下、債務者自身が業務遂行・財産の管理処分を行うのが原則(例外的に管財人が選任される場合あり)

問題点

(3)適切な管財人の選任に向けた課題

③再生債権の届出・調査・確定

- ・再生債権を債権者に届け出させた上で調査し、確定させる

④再生債務者財産の調査・確保

- ・再生債務者の財産について適切な調査を行い、確保

⑤再生計画案の作成・提出

- ・再生債務者等は、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出

問題点

(4)不適切なスポンサーの介入

⑥再生計画案の決議・認可

- ・債権者集会による決議又は書面等投票により債権者が再生計画案を決議
- ・その後、裁判所が再生計画を認可

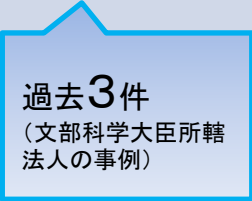
⑦再生計画の遂行

- ・監督委員による監督等を受けながら、再生計画を遂行
- ・履行できない場合には、再生計画の変更・取消し、破産手続への移行など

⑧終結決定

- ・再生計画認可決定から3年経過又は再生計画が遂行された等の場合に裁判所が終結決定

清算型手続の種類と特徴

手続名	特徴	メリット	デメリット
破産手続 	裁判所の監督の下、弁護士等である破産管財人が破産法に基づいて破産者の財産を換価し、債権者に配当して清算を行う手法	<ul style="list-style-type: none">・手続が公平・透明・反対する債権者も含めて法的に拘束可能	<ul style="list-style-type: none">・破綻の事実が公表される・一定の時間が必要・予納金等の負担・法定の手続による厳格な処理
私的整理 (清算型)	裁判所外で行われ、第三者の介在を前提とせずに債務者・債権者間の合意に基づいて清算を行う手法	<ul style="list-style-type: none">・破綻の事実が公表されない・簡易・迅速・柔軟な処理・比較的廉価	<ul style="list-style-type: none">・破産手続のような法的拘束力がない・一部債権者の主導により公平性・透明性に疑義が生じるおそれ

破産手続の概要

①申立て

- ・債務者はもちろん、債権者、債務者の理事・清算人が申立て可能
- ・申立手数料のほか、費用の予納(予納金)が必要

問題点

(5)申立ての円滑化に向けた課題

②開始決定

- ・支払不能又は債務超過があり、申立棄却事由がない場合、裁判所が開始決定
- ・以後、裁判所の監督の下、破産管財人が破産者の財産の管理処分を行う

問題点

(6)破産手続開始後の学校教育に係る課題
(7)適切な破産管財人の選任に向けた課題

③破産債権の届出・調査・確定

- ・破産債権を債権者に届け出させた上で調査し、確定させる

④破産財団の管理・換価

- ・破産者の財産について管理を行うとともに、換価

⑤配当

- ・法律上の順位に基づいて破産者の財産を債権者に配当

問題点

(8)前納授業料の弁済に係る課題

⑥債権者集会

- ・配当終了後、原則として計算報告のための債権者集会を開催

⑦終結決定

- ・計算報告集会終了後、裁判所が破産手続終結決定
- ・原則として法人が消滅

学校法人への解散命令に係る手続

学校法人の運営が法令等に違反している・著しく不適正な状態に陥っている

報告徴収・立入検査

違反の事実等を確認

措置命令

役員解任勧告

解散命令

清算手続

債務超過等

破産手続

法人の消滅

運営改善

解散命令が避けられない場合の方策

(「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」(平成25年8月)における今後の検討事項)

①清算等の準備行為の過程への移行

経営破綻が客観的に避けられない場合には、例えば、学校法人の申出に基づき、又は、猶予がないなど特異な場合には所轄庁の判断により、学校法人の清算等の準備行為の過程に移行させることを可能とすること。

②所轄庁が選任した管財人が役員に代わり管理

学校法人の経営の破綻が避けられないような事態になるに当たり、役員に重大な責任がある場合には、例えば所轄庁が選任した管財人が当該役員に代わり管理に当たることにより、学生等の保護の観点から学校法人の運営の適正化や財産の保全が図られることを可能とすること。

③私学関係者等の協力による在校生の転学等・あらかじめ蓄積した当面の運営資金の供給

在校生の転学等が円滑に行われるため、私学関係者等の協力により進めていく仕組みを整えるとともに、転学等を終えるまでの間、教育の提供を可能にする観点から、当該学校法人に当面の運営資金を供給するため、一定の金額をあらかじめ蓄積しておく制度を設けることなどにより必要な資金を確保する方策を講じること。

問題点

(9) 解散命令が避けられない場合の方策に係る課題

裁判所の監督の下、破産管財人による管理

問題点

(10) 不適切な清算人の就任・選解任
(11) 清算人への忠実義務の不適用

清算人(解散命令当時の理事が就任)による管理

学校法人の破綻処理手続に関する問題点

項目	番号	問題点	具体的な内容
全体 (1頁)	(1)	破綻に備えた支援策に係る課題	○学校法人の破綻に備えた支援策として、どのような方策があり得るか。
民事再生 (3頁)	(2)	申立ての円滑化に向けた課題	○金融機関等については監督庁に申立権を付与しているが、学校法人の場合に所轄庁に申立権が付与されていないことについて、どのように考えるか。 ○債務者が民事再生手続を申し立てようとしないときに、債権者が申し立てる場合の金銭的負担について、どのように考えるか。
	(3)	適切な管財人の選任に向けた課題	○管財人を置く場合、学校経営や学生保護を本来の業務としていない弁護士が管財人として選任されることについて、どのように考えるか。
	(4)	不適切なスポンサーの介入	○非営利法人であるため、学校法人の固定資産等を安価に取得して利益を得ようとする者が参入しやすいことについて、どのように考えるか。
破産 (5頁)	(5)	申立ての円滑化に向けた課題	○金融機関等については監督庁に申立権を付与しているが、学校法人の場合に所轄庁に申立権が付与されていないことについて、どのように考えるか。 ○債務者が破産手続を申し立てようとしないときに、債権者が申し立てる場合の金銭的負担について、どのように考えるか。
	(6)	破産手続開始後の学校教育に係る課題	○破産法上、破産手続開始後に学校教育を一定期間継続することは原則として難しい点について、どのように考えるか。
	(7)	適切な破産管財人の選任に向けた課題	○学校経営や学生保護を本来の業務としていない弁護士が破産管財人として選任されることについて、どのように考えるか。
	(8)	前納授業料の弁済に係る課題	○破産法上、学生が前納した授業料が配当の際に優先的な弁済の対象とならないと解されるおそれがある点について、どのように考えるか。
解散命令 (6頁)	(9)	解散命令が避けられない場合の方策に係る課題	○解散命令が避けられない場合について、「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」(平成25年8月)における今後の検討事項等を受けて、どのように考えるか。
	(10)	不適切な清算人の就任・選解任	○私立学校法上、解散命令当時の理事が清算人に就任することについて、どのように考えるか。 ○私立学校法上、裁判所に清算人の選解任権があることについて、どのように考えるか。
	(11)	清算人への忠実義務の不適用	○私立学校法上、清算人に忠実義務が課されていないことについて、どのように考えるか。